

平成29年度 第6回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成29年8月7日(月) 15時00分から16時00分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (12人)

会 長	大串 俊實	会長職務代理者	古賀 健則
1 番委員	井上 高	2 番委員	江頭 幸典
3 番委員	澁谷 喜壽	4 番委員	岸川 満子
5 番委員	山中 康一	6 番委員	武富 直樹
7 番委員	北原 靖章	8 番委員	藤瀬 宏
10 番委員	浪瀬 眞理子	11 番委員	横町 一

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (2件)

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積
計画の決定について (4件)

議案第3号 下限面積(別段の面積)の設定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	納富智浩
主事補	諸富真純

6. 会議の概要

- 局長 只今から平成29年度第6回総会を開会いたします。
- はじめに、大串会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 **【会長挨拶】**
- 局長 本日の出席委員は13名中12名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- 局長 それでは、江北町農業委員会会議規則により。議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は大串会長にお願いいたします。
- 議長 これより議事に入ります。
- まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 議長 江北町農業委員会会議規則第10条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議長 それでは、1番井上委員、2番江頭委員をお願いいたします。
- なお、本日の会議書記には事務局職員の諸富主事補を指名いたします。
- 議長 それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは報告第1号をご覧ください。
- 今月の農地法第18条第6項の規定による届出は、2件です。
- 事務局 **【報告第1号、1番から2番朗読、説明】**
- 以上、受付番号1番から2番は、いずれも内容について議案書記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。以上で報告並びに説明を終わります。

議長

ただいまの事務局の説明について質問等ある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

次に、日程第2、議案第1号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。

議長

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、第1号の議案書をご覧ください。

事務局

江北町長より平成29年8月7日付で農用地利用集積計画の決定を求められています。

所有権移転の計画が1件、利用権新規の計画が3件です。

面積は所有権移転が3, 271平方メートル、利用権新規が17, 558平方メートルです。

【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

事務局

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

それでは、受付番号1番は事務局に、受付番号2番は古賀委員に、受付番号2番から3番は山中委員に、受付番号4番は井上委員をお願いします。

事務局

受付番号1番は所有権移転の案件です。先月の総会にて土地所有者から農業公社への売渡があり、今回、農業公社より買受者によるものです。以前より買受者が耕作をされている農地で、地区内では他に購入希望される方がおられませんでした。耕作される方は変わりませんので問題ないと思います

副会長

受付番号2番は大西農事組合法人が農業公社をとおして、利用権設定するもので、現在、耕作されている方が引き続き耕作をされるので、農地管理されております。賃借料は法人内の取り決めで500㎡未満の農地は0円とされており

副会長 ます。今回の議案で 500 m²未満の農地が 20,000 円となっておりますが、農地が隣接しておりますので金額の変更をしております。農地管理、賃借料管理等されておりますので、何ら問題ないと思います。

5 番委員 受付番号 2 番から 3 番は農業公社をとおして大西農事組合法人に利用権設定するものです。先程、副会長からご説明がありましたとおりです。協力委員と現地調査を行った結果、管理等されており何ら問題ありませんでした。

1 番委員 受付番号 4 番も農業公社をとおして大西農事組合法人へ利用権設定するもので、極力委員と現地調査を行いました。管理等されており何ら問題ありませんでした。審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長 ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3 番委員 先程、報告第 1 号の届出で解約を行い、農業公社へ利用権設定をするようになるのですか。

事務局 そうです。

議長 他にありませんか。
それでは採決いたします。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 賛成多数ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

議長 次に、日程第 2、議案第 2 号の「下限面積の設定について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、第 2 号の議案書をご覧ください。

【議案書に基づいて、下限面積の設定について、内容を説明】

事務局 以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

3 番委員 もう少し詳しく説明をお願いします。

事務局 【再度、議案内容について説明】

7 番委員 今後、小規模農家の方がハウスをできるような、但し書を入れることはできないのでしょうか。ハウスをしたいとなっても1年後になる可能性もあるのでどうでしょうか。

事務局 農地を持たず売買からする場合は50a要件を設定していた方がいいと思います。ハウスでの50aは面積が広いですので、初めから50a以上で作業をしていくのは難しいです。産業課内とも協議をしているところです。7番委員が言われたように問題はありますが、土地利用型農業をする場合は50a要件を設定していた方がいいと思います。

副会長 50aでして一部をハウス、残りを耕作としていてもいいのですか。

事務局 はい、そうです。
初めから50a購入または借入はいいです。たとえば10a所有地があり後から45a購入するとかはいいです。経営面積が50a以上になればよいということです。

2 番委員 50a未満の方も農家戸数のなかに入っているのでしょうか。

事務局 入っております。新たに農地を所有する際は50a要件がありますが、例えば相続で70aの農地を子二人が35aずつ相続することになります。50a未満でも相続の場合は、農地を所有することができます。50a未満の所有でも農家になります。

3 番委員 50a要件を設定する目的は農地の集積を行うために面積要件を設定しているということですか。

事務局 個人担い手や法人へ集積をしているなかで、新たに自立した農業をするということですので、土地利用型の米・麦・大豆を耕作されている農家では要件を設定しておかないといけなくなります。先程、お話もありましたがハウスの場

事務局 合は何らかの対応を考えないといけなくなります。

3 番委員 例えば相続で農地を 30 a 所有していて、近所の方から 10 a 購入してほしいと言われても購入できないということですか。

事務局 そうです。認定農業者や法人、50 a 以上を耕作している農業者へ集積をしますという考えです。

3 番委員 50 a 要件は農業者の方々は知っておられるのですか。

事務局 今までも 50 a 要件でできておりますので周知されていると思います。

議長 他にありませんか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第 6 回総会を閉会いたします。

10 : 05 閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会 長

(議事録署名委員) 1 番委員

2 番委員

(会議書記) 事務局職員

